

判決年月日	平成25年6月6日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（ネ）第10094号		
○ 「パソコン等の器具の盗難防止用連結具」という名称の発明に係る特許権に基づく侵害行為差止等請求につき、対象製品が当該発明と均等なものとしてその技術的範囲に属するということとはできないとされた事例			

（関連条文）特許法70条

（関連する権利番号等）特許第3559501号

判 決 要 旨

1 本件は、「パソコン等の器具の盗難防止用連結具」という名称の発明（以下「本件発明」という。）について特許権（以下「本件特許権」という。）を有する控訴人が、被控訴人が原判決別紙製品目録1ないし3記載の製品（被告各製品）を輸入、販売する行為は、本件特許権を侵害すると主張して、被告各製品の販売等の差止め及び廃棄並びに損害賠償として2278万円及び遅延損害金の各支払を求めた事案である。

原判決は、被告各製品が本件発明の技術的範囲に属するものとはいえないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人は原判決を不服として控訴するとともに、被告各製品が上記発明と均等であるとの主張を追加した。

2 本判決は、要旨次のとおり判示して、被告各製品は、少なくとも均等の第1及び第3要件を具備しないから、本件発明と均等なものとしてその技術的範囲に属するものと認めることはできず、控訴人の請求はいずれも理由がないとして、控訴を棄却した。

（1）第1要件（非本質的部分性）について

均等の第1要件における特許発明の本質的部分とは、特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうち、当該特許発明特有の課題解決手段を基礎づける技術的思想の特徴的な部分、すなわち、上記部分が他の構成に置き換えられるならば、全体として当該特許発明の技術的思想とは別個のものと評価されるような部分をいうものである。

本件発明は、スリットへの挿入方向、すなわち差込片の突出方向ないし形状に沿って補助プレートを前進スライドさせることにより、主プレートと補助プレートとを相対的にスライド可能に係合し、かつ、両プレートを分離不能に保持するものとして構成することで、盗難防止用連結具を片手で簡単に取付け可能にした点に、本件発明特有の課題解決手段を基礎づける技術的思想の特徴的な部分、すなわち本質的部分があるというべきである。しかるに、被告各製品は、補助部材が、主プレートに対して、スリットへの挿入方向、すなわち差込片の突出方向ないし形状に沿って前進スライドすることによりスライド可能に係合するものではなく、一つの枢結点を中心として回転方向にスライド可能に係合する構成を採るものであって、上記相違点は、本件各特許発明の本質的部分

に係るものというべきである。

したがって、第1要件である非本質的部分性については、これを認めることができない。

(2) 第3要件（置換容易性）について

控訴人は、本件特許権の請求項又は本件発明に係る明細書（以下「本件明細書」という。）の記載から、主プレートと補助プレートとを一つのピンによって枢結し回転する方向でスライドする被告各製品の構成とすることは、容易に想到することができたものである旨主張して、同主張に沿う証拠として各書証記載の技術等を引用する。

しかしながら、上記各書証の技術等の開示事項は、いずれも盗難防止用連結具という技術分野に関する発明である本件発明とは技術分野及び技術的課題が異なるものである上、控訴人が慣用技術の根拠として引用する上記各書証に開示された技術等は、発明が解決しようとする課題、発明の目的、課題を解決するための手段、基本構成及び使用態様等が、いずれも本件発明とは異なるものであって、本件明細書には当該慣用技術を採用する動機付けが何ら開示も示唆もされておらず、上記各書証にも、本件発明の技術的課題について何らの開示も示唆もされていないのであるから、本件発明に当該技術等を適用して被告各製品の構成を採用する動機付けがなく、被告各製品の販売等の時点において、これが容易想到であったことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、第3要件である置換容易性については、これを認めることができない。